

# 健康経営支援制度の創設について

## 1. 背景・目的

本市は本年2月、亀山商工会議所、全国健康保険協会（協会けんぽ）三重支部と市内の事業所で働く従業員の健康増進に向けた連携協定を締結し、亀山市内の健康経営の普及促進の取組を一体的に推進しています。

健康経営の認識を広めるため、国では健康経営優良法人認定制度など優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」することで、働く世代への健康づくりの支援が進む中、本市においても、三重県が取り組む「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度を通じ、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小につなげるため、今般、健康経営に取り組む市内事業者に対する支援制度を創設しました。

## 2. 事業内容

### 対象事業者

亀山市内に所在する従業員50人以下の事業者かつ協会けんぽ三重支部へ健康事業所宣言を行っている事業者

### 主な支援の概要

対象事業者は市へ申込書（定型様式）を提出し、書類審査後、市登録事業所となり、以下の支援等を受けることができます。

- ・管理職や従業員に対する健康、たばこの健康影響等をテーマとした研修会への講師派遣
- ・健康マイレージアプリのグループ登録機能等の活用による事業者の運動啓発機会の創出
- ・市民体力テストの活用をはじめ、事業者への健康器具の貸し出しなどによる従業員の健康の増進に向けた取組機会の創出
- ・健康マイレージアプリを活用したイベント等を実施する際の参加従業員に対するポイントの付与

申込先:健康福祉部 健康政策課（令和6年6月1日～随時）

## 3. 今後のスケジュール

令和6年5月29日 市内事業者向け健康経営セミナーの実施

（亀山市、亀山商工会議所、協会けんぽ三重支部の三者による共催）

令和6年6月 1日 制度の運用開始（申込、登録、支援の活用）